

● 国民健康保険 高額療養費制度 ●

1か月の医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は年齢及び所得によって異なります。

■ 70歳未満の方の場合

【自己負担限度額（月額）】

区分	所得要件 ※1	通常	多数回該当 ※2
ア	総所得 901万円超	252,600 円 （医療費が 842,000 円 を 超えた場合は、超えた分の 1%を加算）	140,100 円
イ	総所得 600万円超 ～ 901万円	167,400 円 （医療費が 558,000 円 を 超えた場合は、超えた分の 1%を加算）	93,000 円
ウ	総所得 210万円超 ～ 600万円	80,100 円 （医療費が 267,000 円 を 超えた場合は、超えた分の 1%を加算）	44,400 円
エ	総所得 210万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税	35,400 円	24,600 円

※1 所得要件：判定に使用される所得は、国保加入者全員の所得を合算した金額です。医療を受けた方の個人所得での判定ではありません。また、区分『オ』は国保加入者及び世帯主の住民税が非課税の場合にのみ適用されます。

※2 多数回該当：過去12か月間のうち、高額療養費に該当した月が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は「多数回該当」の欄の金額に減額されます。

【自己負担額の計算方法】

- 月の1日から末日まで、暦月ごとに計算します。
- 同じ医療機関でも、歯科、外来、入院は別の医療機関の診療として計算します。
- 入院時の食事代や差額ベッド代、保険がきかない診療費は支給の対象外です。
- 同じ人が同じ月内に同じ医療機関へ支払った医療費の金額が21,000円を超えるものが対象となります。

【同じ世帯内で複数の医療機関に高額な医療費を支払ったとき】

同じ人が同じ月内に同じ医療機関（歯科、外来、入院は別の医療機関としてみなします。）へ支払った医療費の金額が21,000円を超えた場合、その医療費の金額を同じ世帯内の自己負担額に合算して高額療養費が計算されます。表の自己負担限度額を超えた分は申請により支給されます。

■ 70歳以上 75未満の方の場合

【自己負担限度額（月額）】

区分	外来（個人）	入院＋外来（世帯）
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円 <small>医療費が 267,000 円 を超えた場合は、 超えた分の 1% を加算 多数回該当になった場合は 44,400 円※1</small>
一般	14,000 円 <small>年間の限度額 14.4 万円※2</small>	57,600 円 <small>多数回該当になった場合は 44,400 円※1</small>
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※1 多数回該当：過去12か月間のうち、高額療養費に該当した月が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額が減額されます。

※2 年間の限度額：8月～翌年7月までの12か月間の自己負担限度額

【自己負担額の計算方法】

- 月の1日から末日まで、暦月ごとに計算されます。
- 病院・診療所、歯科の区別なく全ての診療について合算します。
- 入院時の食事代や差額ベッド代、保険がきかない診療費は支給の対象外です。
- 外来診療分は個人単位で計算し、個々の支給額を合算して世帯の支給額を計算します。
- 入院された月は外来（個人）の限度額を適用後、入院と合算して限度額が適用されます。入院のみの場合も、「入院＋外来」の限度額が適用されます。

【同じ世帯内に70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方がいる場合】

下記の計算方法で高額療養費が算出されます。

- ① 70歳以上75歳未満の方の高額療養費を計算します。
- ② ①に70歳未満の方の合算対象額（21,000円以上の自己負担額）を加算します。
- ③ 70歳未満の方の限度額を適用して計算します。

■申請のしかた

1. 同じ月内に自己負担限度額を超えた医療費を医療機関等に支払っている場合

診療を受けた月から3～4か月後に市から届く申請書で申請をすると、自己負担限度額を超えて支払った金額が世帯主に支給されます。

2. 限度額適用（標準負担額減額）認定証を使用する場合

入院など、あらかじめ自己負担限度額を超える医療費を支払うことが見込まれている場合、事前に市の窓口で「限度額適用（標準負担額減額）認定証」の交付申請を行い、認定証を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが限度額までになります。

★ 70歳以上75歳未満の「現役並み所得者」「一般」の区分の方は、高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなりますので申請は必要ありません。

● お問い合わせ先 ●

昭島市 保健福祉部保険年金課保険係

電話：042-544-5111（内線2032～2038）